

杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例

平成29年12月28日

条例第37号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組（第7条・第8条）

第3章 障がいを理由とする差別の解消を図るための取組（第9条―第15条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第16条―第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

私たちのまち杵築市は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し、取り組んできた。

しかしながら、障がいのある人は、日常生活又は社会生活を営む中で、障がいに関する理解の不足から生じる誤解や偏見、社会にある様々な障壁により、依然として障がいを理由とする不当な差別的扱いを受けている。また、自らの意思による選択を妨げられ、諦めなければならない現実、障がいのある人やその家族が親亡き後の生活に思い悩む等、社会の中で生きづらさや不安を感じている。

このような中で障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、一人ひとりが個人の尊厳、人格や思いを相互に尊重し合い、支え合い、障がいの有無によって分け隔てられることなく平等な機会が与えられ、主体的な選択が尊重される真の意味での自立と社会参加の実現が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人もない人も、全ての人が力を合わせて助け合い、幸せや喜びを享受できるよう、いつまでも安全に安心して暮らせるあたたかい福祉のまち杵築市の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって障がいのある人もない人も安全に安心して暮らすこと

のできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 差別 障がいを理由として不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障がいのある人が、障がいのない人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人にとって必要とされる社会的な制度の整備及び支援を行うことをいう。
- (5) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう。
- (6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動する者をいう。
- (8) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (9) 地域コミュニティ 居住地や関心を共にする人々の集団又は共同体をいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人に対する差別の解消は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有すること。
- (2) 障がいは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、合理的配慮が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組を行うに当たって、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 障がいに対する理解を広め、定着させること。
 - (2) 障がいのある人が意見を述べる機会を確保すること。
 - (3) 市民及び事業者と連携し、障がいのある人の選択を尊重して取り組むこと。
 - (4) 多くの市民の参加及び参画の下で取り組むこと。
 - (5) 地域コミュニティとの協働により取り組むこと。
- 3 市は、障がいのある人を保護する者が死亡した後、障がいのある人の生活の維持に関する課題その他の人生の各段階において生じる日常生活又は社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、障がいのある人が利用しやすい施設の整備に努めなければならない。

(合理的配慮の評価)

第6条 市は、毎年度、この条例に基づく合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。

第2章 差別及び虐待の禁止並びに相互理解の促進の取組

(差別及び虐待の禁止)

第7条 何人も、障がいのある人への差別及び虐待をしてはならない。

- 2 何人も、障がいのある人の家族に対し、差別をしてはならない。

(相互理解の促進)

第8条 市、市民及び事業者は、差別から生ずる誤解や偏見を解消するため、障がいのある人と相互に理解を深めなければならない。

- 2 市、市民及び事業者は、相互理解の促進を図るため、研修の実施及び相互に交流できる機会の提供その他必要な取組を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、義務教育において、児童及び生徒が障がいに対する理解を深めるよう障がいに関する教育を積極的に行うものとする。

第3章 障がいを理由とする差別の解消を図るための取組

(生活支援に関する合理的配慮)

第9条 市及び事業者は、障がいのある人及びその家族の人権に配慮し、障がいのある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、障がいのある人への相談支援業務を行うに当たり、事業者と連携を図り、実態把握に努めるとともに、総合的な相談体制を整備するものとする。

- 3 市及び事業者は、障がいのある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識等の向上に努めるものとする。
- 4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障がいのある人に対して、障がいの特性に配慮した情報の提供を行うものとする。
- 5 市及び事業者は、障がいのある人及びその家族の求めに応じ、重度の障がいがあっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な取組を行うとともに、障がい福祉サービス等、必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。

(生活環境に関する合理的配慮)

第10条 市は、道路、駐車場、公園等の整備に当たって、障がいのある人の通行及び利用に支障がないよう努めるものとする。

- 2 市は、市営住宅においては、障がいのある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるものとする。
- 3 市は、民間共同住宅においては、障がいのある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。
- 4 市は、障がいのある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障がいのある人にとって必要とされる支援に努めるものとする。
- 5 市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障がいのある人の利便性及び安全性の向上を促進するよう努めるものとする。

(防災に関する合理的配慮)

第11条 市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障がいのある人にとって必要とされる配慮を行うものとする。

- 2 市及び事業者は、障がいのある人及びその家族が災害時に受ける被害を最小限にとどめるため、被害が生じた際に障がいのある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。

(雇用及び就労に関する合理的配慮)

第12条 市及び事業者は、障がいのある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、障がいのある人の希望及び適性に応じ、障がいのある人が一般就労又は福祉的就労を継続的に行えるよう、関係機関等と連携し、支援体制を整備するものとする。
- 3 市は、障がいのある人の就労を推進するため、関係機関等と連携し、障がいのある人の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。

(保健及び医療に関する合理的配慮等)

第13条 市は、障がいのある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、その他の関係者と連携し、障がいのある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。

- 2 市は、障がいのある人及びその家族に緊急を要する事態が発生したときは、早急に対応で

きる体制を整備するよう努めるものとする。

- 3 市は、障がいのある人の保健事業又は医療支援制度の利用を円滑にするため、障がいのある人にとって必要とされる支援に努めるものとする。
- 4 医療及び介護に関係する事業者は、従事者に対して、障がいに対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

(保育及び教育に関する合理的配慮等)

第14条 市は、小学校就学前の障がいのある子どもに対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、小学校就学前の他の子どもたちとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、中学校を卒業するまでの子どもたちに対し、障がいについての正しい知識を提供するよう努めるものとする。
- 3 市は、市立小学校及び中学校の教職員に対し、障がいに対する理解並びに障がいのある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。
- 4 市は、特別支援学校と小学校及び中学校との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。

(芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮)

第15条 市は、障がいのある人が芸術文化活動及びスポーツを行うための支援体制の整備並びに指導員及び支援員の育成を行うよう努めるものとする。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第16条 障がいのある人、その家族又はその関係者は、障がいのある人への差別又は虐待に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、市に相談することができる。

- 2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
 - (2) 関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、障がいのある人への相談支援を行う事業者に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第17条 障がいのある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただ

し、障がいのある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（その期間に申立てができなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

（調査）

第18条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言又はあつせん）

第19条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、杵築市障がい者差別等事案解決委員会に対し、第17条第1項又は第2項の規定による申立てに対する助言又はあつせん（以下「助言等」という。）を行うことについて諮問するものとする。

2 市長は、前項の諮問により助言等を行うことが適当と認められたときは、当該差別等事案に係る障がいのある人及びその家族又は関係者に対し、助言等を行うものとする。

（勧告）

第20条 市長は、前条第2項の規定により助言等を行った場合において、差別又は虐待をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言等に従わないときは、当該差別又は虐待をしたと認められる者に対して当該助言等に従うよう勧告することができる。

（杵築市障がい者差別等事案解決委員会の設置）

第21条 市長の附属機関として、杵築市障がい者差別等事案解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第19条第1項の規定による市長の諮問に応じ、差別等事案に係る申立てについて調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

3 委員会は、委員12人以内で組織する。

4 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 障がいのある人への差別又は虐待に関し、優れた識見を有する者

(3) 障がい者団体を代表する者

(4) 医療・教育・福祉等の事業に従事する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 9 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 雑則

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

杵築市障害者計画策定委員会委員	1回につき	4,500円
情報公開・個人情報保護審議会委員	日額	4,500円

」を

「

杵築市障害者計画策定委員会委員	1回につき	4,500円	
杵築市障がい者差別等 事案解決委員会委員	学識経験者委員 委員	日額 日額	10,000円 4,500円
情報公開・個人情報保護審議会委員	日額	4,500円	

」に

改める。